

# 国富調査要綱

## 第一 調査ノ範圍

昭和五年末内地ニ於ケル物の財貨ノ總額及對外債權債務差額

## 第二 調査ノ項目及方法

(一) 國富ヲ左記十七項目ニ分チ、各項目毎ニ其ノ價額ヲ詳細ノ上合算ス。

記

- 一 土地
  - 二 鉱山
  - 三 港湾及運河
  - 四 橋梁
  - 五 樹木
  - 六 家畜及家禽
  - 七 雜物
  - 八 工業用機械器具
  - 九 鉄道及軌道
  - 一〇 陸軍及航空機
  - 一一 船舶
  - 一二 電氣及瓦斯供給設備
  - 一三 電信及電話設備
  - 一四 水道設備
  - 一五 所屬財貨
    - 1 家具家財
    - 2 生産品
    - 3 貯貨及金銀地金
  - 一六 雜
  - 一七 對外債權債務差額
- (二) 上記各項目ニ關スル財貨ノ價額ハ別添「昭和五年國富推計方法」ニ依リ既存資料照会調査及實地調査ニ基キ調査ノ上之ヲ官有、公有及私有効ニ府県別ニ表算ス、但シ國富各項目中府県別價額不明ナルモノニ付テハ其ノ總額ヲ一定標準ニ依リ府県ニ按分ス。
- 前記價額ノ算定標準ハ原則トシテ減耗ヲ斟酌シタル再生産價額トシ、再生産價額ニ依ルニト不適当ナル貯貨ニ付テハ時価ニ依ル。
- (三) 實地調査ハ代表的若干世帯ニ就キ昭和七年十二月三十一日現在ニ依リ之ヲ行ヒ、其ノ結果ヲ昭和五年末ノ時価ニ換算ス。



艦艇ニ付テハ海軍省調査ニ依リ其ノ価額ヲ計上ス。  
私有船舶ヘ之ヲ噸數船、石敷船及小船ノ三種ニ分チ

噸數船ニ付テハ其ノ階級別一噸當リ建造費ヨリ減耗部分ヲ控除シタル額ヲ見積リ之ニ  
通信省調査ニ係ル各階級別船舶ノ噸數ヲ乘ジテ其ノ価額ヲ算出ス。  
石敷船ニ付テハ其ノ一石當リ建造費ヨリ減耗部分ヲ控除シタル額ヲ見積リ、之ニ通  
信省調査ニ係ル噸數ヲ乘ジテ其ノ価額ヲ算出ス。

小船ニ付テハ其ノ平均建造費ヨリ減耗部分ヲ控除シタル額ヲ見積リ、之ニ内閣統計局  
調査ニ係ル噸數ヲ乘ジテ其ノ価額ヲ算出ス。  
但シ減耗部分ノ推定ハ船舶ノ耐使用年限及昭和五年末ニ於ケル平均船舶ヲ見積リテ  
行フモノトス。

一二 電気及瓦斯供給設備ノ価額

電気供給設備ニ付テハ通信省及電気協會調査ニ依リ水路運送ノ価額ヲ調査シテ並ニ電  
電用汽機、風動機、発電機、変圧器及電計器ノ噸數、送電線ノ延長、碍子及支柱ノ數  
ヲ計上シ、此ノ各ヲ減耗部分ヲ控除シタル平均單價ニ乘ジテ其ノ価額ヲ算出ス。但シ  
既ニ其ノ価額調査アルモノハ同價額ニ基キ算出ス。尚減耗部分ノ推定ハ耐使用年限  
及新設後昭和五年末ニ至ル平均經過年數ヲ見積リテ行フモノトス。  
瓦斯供給設備ノ価額ニ付テハ帝國瓦斯協會調査ニ依ル機械、導管、計量器、其ノ  
他ノ價額ニ基キ算出ス。

一三 電信及電話設備ノ価額

内務省、通信省及鐵道省調査ニ基キ其ノ價額ヲ算出ス。

一四 水道設備ノ価額

内務省調査ノ上下水道敷設工事費ヲ特種ニ見積リ、之ヨリ減耗部分ヲ控除シテ  
其ノ價額ヲ算出ス。但シ減耗部分ノ推定ハ耐使用年限及新設後昭和五年末ニ至ル平  
均經過年數ヲ見積リテ行フモノトス。

一五 所蔵財貨ノ価額

1 家具家財ノ價額

家具家財(商品ヲ除ク)ヲ一般住家内ニ在ルモノト然ラザル建物内ニ在ルモノ  
トニ分チ、前者ノ價額ハ別表「乙」ニ依ル標本的實地調査結果ニ基キ一世帯平均  
家具家財ノ價額ヲ見積リ之ニ普通世帯總數ヲ乘ジテ其ノ價額ヲ算出シ、後者ノ價  
額ハ一般住家ニ非ザル各種建物ノ若干ニ付別表「甲第一号乃至第六号」ニ依リ調  
査ノ上建物ノ種類別平均一建物當リ家具家財ノ價額ヲ見積リ之ニ夫々各種建物ノ  
數ヲ乘ジテ算出ス。

2 生産品ノ價額

生産品ヲ生産者ノ手許ニ在ルモノ、官公私営倉庫内ニ在ルモノ、商店ニ在ルモ  
ノ及輸送中ノモノニ分チ  
生産者ノ手許ニ在ル生産品ニ付テハ別表「乙」ニ依ル標本的實地調査ノ資料並ニ  
各種生産業者若干ニ付別表「甲第一号及第二号」ニ依ル照會調査ヲ施行シテ得タ  
ル種類及規模別一生産業者當リ手許額ニ依リ其ノ價額ヲ算出ス。  
官公私営倉庫内ニ在ル生産品ニ付テハ(各号)、日本銀行、其ノ他ノ調査ニ依リ其ノ  
價額ヲ算出ス。  
商店ニ在ル生産品ニ付テハ(一般商店ニ在リテハ別表「乙」ニ依ル標本的實地調

査ノ資料ニ依リ、百貨店及市場ニ在リテハ其ノ若干ニ照會シテ得タル資料ニ依リ  
各手許生産品ノ平均價額ヲ算出シ、之ニ依リ其ノ總價額ヲ算出ス。  
輸送中ノ生産品ニ付テハ鐵道省及其ノ他ノ調査ニ係ル各種貨物ノ輸送噸數ト平  
均所要運送時間トニ依リ其ノ數量ヲ算出シ、之ヲ一噸當リ價格ニ乘ジテ總價額ヲ算  
出ス。

3 貯貨及金銀地金ノ價額

貯貨ハ大藏省調査ニ依リ其ノ總價額ヲ算出シ、金銀地金ハ大藏省調査ニ係ル政府、  
日本銀行、陸金融機關等ノ所有額ヲ計上ス。

一六 雜

上記各項目ニ屬セザル物の財貨ニシテ工作物、兵器、機械器具、圖書館、博物館  
ノ所蔵品等其ノ價額相当大ニシテ且見積リ可能ナルモノノ價額ヲ計上ス。

一七 對外債權債務差額

對外債權債務ヲ官、公及私人ノ債權債務ニ分チ、外務省、大藏省及日本銀行調査  
ニ依リ其ノ差額ヲ計上ス。

別表「甲」  
甲第一号 (褐色刷紙一六七耗横一六耗)

昭和五年十二月三十一日現在  
富山県  
(飲山用)

(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	所在地
飲山名	事業の種類	埋蔵量見積額	最近五箇年間平均一箇年純飲産見積額	建築物の見積額	家具家財の見積額	手持飲石見積額	飲山用工作物及機械器具の見積額	県府道 郡市
		円	円	円	円	円	円	
内開統計高								

(裏面記入心得参照)

記入心得

- (一) 飲山名 飲山の名称又は商号を書き入れ、別称名称又は商号のないものは飲山主の氏名を記入すること。
- (二) 事業の種類 飲山で経営する事業の種類を「金の採掘」、「銀の採掘」等の如くなるべく詳しく記入すること。
- (三) 埋蔵量見積額 昭和五年末に於ける埋蔵飲石の総量を当時の市価に見積り、之より税割に要する経費を差引いた額を記入すること。
- (四) 最近五箇年間平均一箇年純飲産見積額 埋蔵量見積額の判明せざる場合に限り税割に要した経費を差引いた昭和五年末に至る最近五箇年間平均一箇年純飲産見積額を記入すること。
- (五) 建築物の見積額 昭和五年末に於ける飲山事務所、飲夫宿舍、運送機等飲山附属建築物の建築費、買入価額、買入材料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける見積額を記入すること。
- (六) 家具家財ノ見積額 昭和五年末(五欄)に記入した建築物内に在った總ての家具家財に付当

- (七) 手持飲石見積額 昭和五年末に於て手許に在った埋蔵飲石量を当時の市価に見積り其の額を記入すること。
- (八) 飲山用工作物及機械器具の見積額 昭和五年末に於ける軌道、索道、飲車、昇降機等飲石運搬設備及鑿石機、鑿、鑿機、扇風機等飲山用工作物及機械器具の見積額を記入すること。

(褐色刷紙一六七耗換一六六耗)

昭和五年十二月三十一日現在  
富 岡 県 調 査 界

(工 場 用)

(一) 工 場 名	(二) 事 業 の 種 類	(三) 常 時 使 用 職 工 数	(四) 建 物 の 見 積 価 額	(五) 使 用 機 械 器 具 の 見 積 価 額	(六) 家 具 家 財 の 見 積 価 額	(七) 手 持 生 産 品 及 原 料 の 見 積 価 額	(八) 工 場 用 工 作 物 の 見 積 価 額
所在地	県府道						
郡市	郡市						
局 計 統 関 内							

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

- (一) 工場名 工場の名称又は商号を書き入れ、別称名称又は商号のないものは工場主の氏名を書き入れること。
- (二) 事業の種類 工場で経営する事業の種類を成るべく詳しく書き入れること。
- (三) 常時使用職工数 昭和五年末当時の通常作業状態に於ける一日使用職工数を記入すること。
- (四) 建物の見積価額 昭和五年末に於ける工場用建物及之に附属する材料置場、倉庫、湯殿、寄宿舎等の建築費、買入価額、賃料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける見積価額を記入すること。
- (五) 使用機械器具の見積価額 運転中と否とを問はず昭和五年末工場内に在った総ての使用機械器具に付当時に於ける其の見積価額を記入すること。
- (六) 家具家財の見積価額 昭和五年末(四)欄に記入した建物内に在った総ての家具家財に付当時に於ける其の見積価額を記入すること。

に於ける其の見積価額を記入すること。

- (七) 手持生産品及原料の見積価額 昭和五年末に手許に在った生産品及原料(営業倉庫に委託した分を除く)を当時の市価に見積り其の価額を記入すること。
- (八) 工場用工作物の見積価額 昭和五年末に於ける運搬設備(専用鉄道を除く)、水槽、鋸鉋、船渠等を如き工作物の見積価額を記入すること。

(褐色刷紙一六七耗換一一六耗)

在現日一十三月二十年五昭昭  
票 查 調 審 國  
(用社会、行銀)

(三) 家具家財の見積価額	(二) 建物の見積価額	(一) 名 称	所 在 地	県府道	郡市
円	円				
局 計 統 關 内					

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

- (一) 名称 銀行又は会社の名称を記入すること。
- (二) 建物の見積価額 昭和五年末に於ける建物の建築費、買入価額、賃貸料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける其の見積価額を記入すること。
- (三) 家具家財の見積価額 昭和五年末(二)欄に記入した建物内に在つた総ての家具家財の当時に於ける見積価額を記入すること。

(褐色刷紙一六七耗換一一六耗)

在現日一十三月二十年五和昭  
票 查 調 富 國  
(用金教、院寺)

(三) 家具家財の見積価額	(二) 建物の見積価額	(一) 名 称	所 在 地	県府道	郡市
円	円				
局 計 統 關 内					

(裏面記入心得参照)

記 入 心 得

- (一) 名称 寺院又は教会の名称を記入すること。
- (二) 建物の見積価額 昭和五年末に於ける本堂又は礼拝所及之に附属する庫裏、牧師館、其他鐘楼、宝飾堂等の建築費、買入価額及新築後の年数等を斟酌して当時の見積価額を記入すること。
- (三) 家具家財の見積価額 昭和五年末(二)欄に記入した建物内に在つた総ての家具家財の見積価額を記入すること。

甲第五号

(褐色刷紙一六七耗積一一六耗)

在現日一十三月二十年五和昭  
 県 査 調 富 田  
 (用 場 業 娯)

(一) 名 称	(二) 建物の見積価額	(三) 家具家財の見積価額
所在地		
県府道		
郡市		
円	円	円

局 計 統 関 内

(裏面記入心得参照)

記入心得

- (一) 名称 娯楽場の名称を記入すること。
- (二) 建物の見積価額 昭和五年末建物の建築費、買入価額、賃貸料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける見積価額を記入すること。
- (三) 家具家財の見積価額 昭和五年末(二)欄に記入した建物内に在った楽器、映写機、照明器、衣箱等家具家財の当時に於ける見積価額を記入すること。

甲第六号

(褐色刷紙一六七耗積一一六耗)

在現日一十三月二十年五和昭  
 県 査 調 富 田  
 (用 物 建 の 他 の 共 給 族)

(一) 名 称	(二) 建物の見積価額	(三) 家具家財の見積価額
所在地		
県府道		
郡市		
円	円	円

局 計 統 関 内

(裏面記入心得参照)

記入心得

- (一) 名称 建物の名称を遊楽旅館、別荘アパート等の如く、營業又は使用目的が判然するよう記入すること。
- (二) 建物の見積価額 昭和五年末建物の建築費、買入価額、賃貸料及新築後の年数等を斟酌して当時に於ける見積価額を記入すること。
- (三) 家具家財の見積価額 昭和五年末(二)欄に記入した建物内に在った家具家財にして同建物の経営者の管理に係るものの当時に於ける見積価額を記入すること。

昭和七年十二月三十一日現在

国 富 調 査 表 (普通世帯用)

(一) 世帯主の職業	道府県都市名		道	府	市
	果府道				
(二) 住 家 一 延 年 次 二 新 築 年 次	棟	坪	木造	葺	其他
	年次	坪	年	月	坪
(三) 附屬建物の延年次	坪				
(四) 調査当日に於ける手持生産品及原料の見積額	円				

(五) 家 具 家 財

品 目	数量	品 目	数量
一 和服(綿織を含まず)	枚	二 杖、腰時計	個
二 洋服	着	三 腕、懐中時計	個
三 帯 (綿織を含まず)	本	四 腕、懐中時計	個
四 襪巻及履掛	枚	五 黄金製及寶石入指輪	個
五 障 扇	柄	六 黄金製及寶石入指止	個
六 茶 卓 筒	個	七 風呂桶	個
七 机及卓子	脚	八 火鉢	個
八 椅子	脚	九 針箱	個
九 鏡台	台	十 茶 瓶	個
十 夜具蒲団	枚	十一 膳 枕	組
十一 毛 布	枚		
十二 上記各品目以外のものにして書籍、書画、貴重品、遊具、洗具、其他營業用道具等其の価額が高きものある場合には其の総価額	枚		円

内 閣 統 計 局

記 入 心 得

- (一) 世帯主の職業、世帯主の職業を成るべく詳しく記入すること。
- (二) 住 家 世帯員の居住する建物の付て其の構造、延年次及新築年を二、三欄に左記に依り記入すること。
- (三) 一 構造 住家の構造による區別を木造は「木造」、其の他は「其他」の文字の傍に○印を附すること、但し木造に付ては屋根の造りを瓦葺ならば瓦、葺鉛板葺ならば葺鉛板、葺瓦ならば葺、板葺ならば板の如く括弧内「葺」の文字の上に記入すること。
- 二 延年次 欄に記入した建物の延年次を何坪と記入すること。
- 三 新築年次 欄に記入した建物の付て新築した年次を何年何月と記入すること、但し建物の半ば以上が新築された場合には其新築年月を記入すること。新築年月不明の場合は新築後の推定延年次を何年間と記入すること。
- (四) 附屬建物の延年次 物置、納屋、飼屋、厩等附屬建物の延年次を何坪と記入すること。
- (五) 調査当日に於ける手持生産品及原料の見積額 世帯が例へば農作、靴製造販売、菓子製造販売等の如く營業に従事せる場合には調査当日手許及自己所有の倉庫内に在る自家用及販売用生産品及原料を市価に見積り其の価額を記入すること。
- (六) 家具家財 調査当日(一)及(三)欄に記入した住家及住家に附屬する建物内に在る家具家財の内品目欄に列記した品物に付其の個数を調べ数量欄に其の数を記入すること。尚品目欄に列記した品物以外に相当個数高きものある場合には其の価額を見積り其の合計額を最終欄に何円と記入すること。



記

道府県	年	所得額	
		五〇〇〇円未満	五〇〇〇円以上
北海道	二八五〇	一六四〇	一八〇
青森県	四五〇	二六〇	一八〇
岩手県	一三〇	九〇	五〇
宮城県	六一〇	二八〇	三三〇
秋田県	二〇〇	一〇〇	一〇〇
山形県	二二〇	六〇	七〇
福島県	二四〇	一一〇	一一〇
茨城県	三三〇	二二〇	一一〇
栃木県	一四〇	八〇	五〇
群馬県	一五〇	九〇	五〇
埼玉県	四七〇	三四〇	一三〇
千葉県	二八五〇	一六四〇	一八〇
東京都	二七〇	九〇	五〇
神奈川県	二二〇	一〇〇	一〇〇
新潟県	四〇〇	二〇〇	一〇〇
長野県	二五〇	一〇〇	一〇〇
岐阜県	四八〇	二二〇	一一〇
静岡県	六九〇	三三〇	一三〇
愛知県	二七〇	一四〇	五〇
岐阜県	二九〇	一五〇	五〇
富山県	九四〇	四七〇	一三〇
石川県	五七〇〇	二八五〇	一八〇
福井県	八九〇	四五〇	一八〇
北陸道	二七〇	一三〇	五〇
総計	二八五〇	一六四〇	一八〇

備考

各府県別調査其ノ他世帯總數ノ五割ヲ年所得額二二〇〇円未満ノ調査世帯トシ殘餘ノ五割ヲ大蔵省調査府県及關稅所得額別人員數割合ニ依リ按分シ年所得額五〇〇〇円以下及五〇〇〇円ヲ超スル調査世帯數ヲ得タリ。

第二号  
調査工場ノ選定ハ左記ニ依リ行フモノトス。  
記

業種	総数	常時使用職工数		
		十人未満	五十人未満	五十人以上
紡織工業	二二〇〇	六四〇	四一五	一四五
縫製工業	三九〇	一八〇	一五〇	六〇
機械器具工業	八〇	四〇	三〇	一〇
窯業	一一〇	六〇	四〇	一〇
化学工業	六〇	三〇	二〇	一〇
製材及木製品工業	七〇	三〇	二五	一〇
印刷及製本業	一〇〇	六〇	三〇	一〇
食品工業	二四〇	一六〇	二〇	一〇
其他ノ工業	一〇〇	六〇	七〇	一〇
計	一〇〇〇	六四〇	四一五	一四五

備考  
一、昭和五年商工省調査主要事業及常時使用職工数別工場数割合ヲ標準トシ総数ヲ按分シテ得タリ。  
二、上記調査工場中ニハ瓦斯及電気工業ニ従事スルモノヲ含まズ。

本書は、当庁で実施しつつある  
昭和三十年国富調査の執務参考  
資料として原本を復版したもの  
である。

昭和三十一年八月

経済企画庁

調査部統計課